

在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書

去る11月19日午前5時25分頃、那覇市の国道58号泊交差点で米海兵隊牧港補給基地所属の上等兵（25歳）が酒気を帯びた状態で運転をし、軽トラックと衝突して男性会社員を死亡させる事故が発生した。米軍公用車を運転していた被疑者の呼気からは、基準値の約3倍のアルコールが検知され、自動車運転処罰法違反（過失運転致死）及び道路交通法違反（酒気帯び運転）で那覇署に逮捕された。

これまで幾度となく再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づけたが、飲酒による事件・事故は繰り返され、実効性が極めて乏しいのは自明であり、一時的な禁止令等の発令も全く意味を成していない。

今回の事故は、米軍公用車が公務外に使用されたという事実や被疑者が飲酒検査を受けずに基地外に出られるような状況からも、管理体制、米軍内部の規制も組織統制も全く機能していない証拠である。また、公務外に起こした個人責任の事故であり組織として責任を負う事ではないとする大佐の発言は怒りを禁じえず、到底容認できない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。また、基地内外での罰則に相違がある事と合わせて規範意識が緩んでいるからこそ飲酒絡みの事件が後を絶たないといっても過言ではない。日米地位協定第16条にて「日本国の法令を尊重することが、合衆国軍隊の構成員および軍属や家族の義務」と定められており、協定違反の可能性もあり看過できない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者家族に対する謝罪及び完全な補償を米軍・米国の責任で速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正処罰、管理監督責任の所在を明確にし、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティ制度の緩和措置を撤回させ、規制を強化させること。
- 4 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米国政府による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。
- 6 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 7 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長